

令和6年度における竹原市の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年6月28日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織における物品等の調達に適用する。

3 対象となる物品等

対象となる物品等は、施設等が供給する物品及び役務とする。

4 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - イ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者
 - イ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体
- (4) 共同受注窓口
 - ア 受注内容に対応可能な複数の施設等にあっせん・仲介をする業務を行う機関（共同受注窓口）

5 調達目標

令和6年度の調達目標額は、調達実績及び令和6年度の各所属の事業計画を踏まえ、次のとおりとする。

目標額 8,500千円

6 調達の推進方法

- (1) 施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を周知し、調達を推進することとする。
- (2) 地域支えあい推進課は、市内障害者就労支援事業所で構成される竹原市障害者自立支援協議会就労支援ワーキンググループ(以下「就労支援ワーキンググループ」という。)と連携し、施設等が提供できる物品等について各所属へ情報提供を行うこととし、各所属は、提供された情報を基に、可能な限り施設等への発注に努める。
- (3) 地域支えあい推進課は、各所属から調達に関する複数事業所への提案等があった場合は、就労支援ワーキンググループへ情報提供する。
- (4) 市と業務委託契約(指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。)を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

7 障害者就労施設等への配慮

- (1) 施設等へ発注するときは、障害特性や作業ペースを考慮し、障害者が十分対応できるよう、適正な契約期間の設定等に配慮する。
- (2) 地域支えあい推進課は、就労支援ワーキンググループの意見を参考に、発注に関して配慮が必要な事項を整理し、各所属へ依頼する。

8 調達実績の公表

調達実績については、会計年度の終了後、速やかに取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

9 担当窓口

本方針の担当窓口は、地域支えあい推進課とする。